

令和7年度
第2回東御市農業振興審議会 会議次第

日時：令和7年12月22日（月）午前9時～

場所：勤労者会館2階 大会議室

【東御市農業振興審議会】

1 開 会

2 会長あいさつ

3 審議事項

(1) 農業振興地域整備計画及び地域計画の変更に係る審議

ア 農業振興地域制度及び地域計画の概要について

イ スケジュール確認

ウ 農業振興地域整備計画の変更

- ・現地調査
- ・書類審議

4 その他

5 閉 会

東御市農業振興審議会委員

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

	氏 名	推薦団体等	備 考
委員	小林 祐一	東御市議会	
	依田 繁二	農業委員会	
	船田 寿夫	農業委員会	
	櫻井 典夫	信州うえだ農業協同組合	
	武井 信一	佐久浅間農業協同組合	
	堀 育夫	都市計画審議会	
	柳沢 洋一	所沢川水系土地改良区	
	有賀 瞳雄	神川沿岸土地改良区	
	岩下 伍郎	八重原土地改良区	
	青木 正良	御牧ヶ原台地土地改良区	
	塚田 貴美子	長野県農村生活マイスター協会上小支部	

	氏 名	所 属	備 考
事務局	重田 雄一	産業経済部農林課長	
	小林 誠司	産業経済部農林課農政係長	
	鷹野 茄奈	産業経済部農林課農政係主事	

市農業振興地域整備計画の変更手続きに関する資料

1 はじめに

市農業振興地域整備計画は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、かつ、地域農業者、農業協同組合、土地改良区等関係諸団体との調整を経て、**長期的観点から農業を振興するための総合的基本計画**として定められたものであるから、その変更には十分慎重を期す必要があります。

計画策定後に生ずる情勢の変化等によって**やむをえず変更を行う場合**、市農業振興地域整備計画の趣旨から逸脱せず、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定められた**6つの要件**全てを満たす場合に限り、その土地を農業振興地域から除外（以下「農振除外」という。）することができます。また、農振除外地を農業振興地域に編入することもできます。一方、農業振興地域内の農地を農業用施設（農機具格納庫、果実醸造施設等）に使用する場合、軽微変更の手続きが必要となります。

2 農振除外の6要件

1号要件 非代替性

当該変更に係る土地を**農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当**であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって**代えることが困難**であると認められること。

(判断基準)

「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」であるかどうかについては、農用地等以外の用途の中で、いかなる用途に供することが当該地域にとって必要かつ適当かを積極的に判断するものではなく、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地が必要であるのか、あるいはその規模が適当であるかのみを判断するものであること。具体的には、地域の土地利用の状況等を勘案して、当該土地を農用地等以外の用途に利用することについて、**具体的な転用計画等があり、不要不急の用途に供するため農用地区域から除外するものではない**ことや、当該農用地等以外の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて**農用地区域から除外が過大なものではない**こと等から判断されること。

また、「農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難」であるかどうかについては、例えば、

ア **農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地がある**にもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域から除外を行う場合

イ 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地で対応する場合

などについては、**本号の要件を満たさない**ものとして考えられること。

なお、**土地所有者の了承や土地価格が安価であることを理由**として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることは**適当ではない**と考えられること。

2号要件 地域計画の達成支障

当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障がないこと。

また、地域計画の区域内において農業を担うものが特定されている土地または確保が見込まれている土地な農用地等以外の用途で利用される恐れがないこと。

3号要件 土地利用への支障軽微

当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

農用地区域は、農業振興を行うに足る良好な営農条件を備えている土地について定められるものであることから、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれのある場合としては、

ア 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じる場合

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合

などが該当すると考えられること。

4号要件 農用地の利用集積の支障軽微

当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」とは、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営及びこれをを目指して経営改善に取り組む者として市町村が認める者であり、これらの者が現に利用の集積をし、又は利用の集積をすることが確実と見込まれる農用地については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者による安定的な農業経営を確保することが必要であり、当該土地を農用地区域から除外することにより、例えば、

ア 経営規模の大幅な減少により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生ずる場合

イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合

等は、農用地の利用の集積に支障を及ぼすものと考えられること。

また、本要件を判断するに当たって、農用地利用集積計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等を客観的な資料に基づくことが適当と考えられる。

5号要件 施設機能への支障軽微

当該変更により、農用地区域内の農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(判断基準)

農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供された場合、当該施設の機能の低下が発生するおそれがあるときであり、例えば、

ア ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されるとき

イ 農業用用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されるとき

などが該当すると考えられること。

6号要件 土地改良事業8年経過

土地改良事業又はこれに準ずる事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。

(判断基準)

土地改良事業等により、区画整理や農業用用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。

3 その他の事項

- ① 事業（転用）目的の実現が確実であること。
 - ・農地法による農地転用許可の見込みがあるか。
 - ・建築基準法の建築確認及び他法令の許認可等が得られる見込みがあるか。
- ② 地元住民等と調整がとられているか。
 - ・ある程度規模の大きい開発、特殊な事業（公害のできるおそれのある施設、生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設等）については、地元住民、農協等と事前に調整が取れているか（隣接農地及び地元代表者（区長等）と調整が取られているか）。
- ③ 交付金等の対象有無
 - 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象となっており、数年の営農を条件として交付金が支払われている場合には、農振除外が適当ではありません。

○東御市農業振興審議会規則

平成17年3月28日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市農業基本条例（平成17年東御市条例第14号）第28条の規定により、東御市農業振興審議会（以下「審議会」といいます。）の組織と運営について必要な事項を定めます。

(任務)

第2条 審議会は、東御市農業基本条例第27条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 農業振興地域整備計画及びその変更に関すること。
- (2) 市土地利用計画における農用地の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員が互選します。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- 3 会長に事故があるときや会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理します。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長になります。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは会長が決定します。
- 4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見や説明を聞くことができます。

(専門委員会)

第5条 専門委員会の委員は、識見を有する人のうちから会長が任命します。

- 2 専門委員会の委員の任期は、必要な調査研究が終了するまでとします。
- 3 専門委員会の委員は、審議会で、専門的立場から必要に応じて、意見を述べることができます。

(幹事)

第6条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができます。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命します。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐します。

(守秘義務)

第7条 審議会及び専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業経済部農林課が行います。

(補則)

第9条 この規則に定めていることのほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行します。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行します。

附 則（平成26年3月12日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。